

別紙

諮問第715号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「〇〇に関する平成〇年〇月〇日から請求日までの指導経過記録」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が平成30年12月28日付けで行った本件一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定における非開示情報は、条例16条2号、6号あるいは8号に該当するものである。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、平成31年3月28日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和3年2月10日に実施機関から理由説明書を収受し、同年4月23日（第211回第二部会）から同年5月26日（第212回第二部会）まで、2回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る保有個人情報、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象保有個人情報について

実施機関は、本件審査請求に係る対象保有個人情報として、「〇〇に関わる平成〇年〇月〇日から開示請求日（平成〇年〇月〇日）までの指導経過記録」及び「〇〇に関わる平成〇年〇月〇日から開示請求日（平成〇年〇月〇日）までの指導経過記録」（以下「本件対象保有個人情報」という。）を特定し、非開示情報（以下「本件非開示情報」という。）がそれぞれ条例16条2号、6号あるいは8号に該当するとして、本件一部開示決定を行った。

イ 本件非開示情報について

本件非開示情報は、指導経過記録票における「面接調査人数」欄、「相談主訴」欄、「要旨」欄及び「詳細」欄である。

審査会は、本件非開示情報について、「相談主訴」欄及び「面接調査人数」欄を本件非開示情報1に、「要旨」欄及び「詳細」欄における開示請求者以外の個人と児童相談所職員との間で実施された面接等に関する情報を本件非開示情報2に、「要旨」欄及び「詳細」欄における非開示情報2以外のものを本件非開示情報3に分類した上で、本件非開示情報1から3までの非開示妥当性について判断する。

ウ 本件非開示情報の非開示妥当性について

(ア) 本件非開示情報1について

審査会が見分したところ、本件非開示情報1には、児童相談所が該当すると判断した相談の区分若しくは児童相談所が行った援助の区分又は開示請求者以外の人物で児童相談所職員とやり取りがあった者の人数が記載されていることが確認された。

実施機関の説明によると、これらの情報は単なる事実の記載ではなく、実施機関が行った評価及び判断又は児童相談所の運営方針であるとのことである。

これらの情報が開示されると、児童相談所職員の評価、見解及び相談援助の方針の決定過程等が明らかになり、児童相談所と開示請求者との間に誤解や認識の相違が生まれ、児童相談所の業務としての相談援助活動の円滑な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

したがって、本件非開示情報 1 は、条例16条 6 号に該当し、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報 2 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 2 には、開示請求者以外の個人と児童相談所職員との間で実施された面接等について記載されていることが確認された。

これらの情報は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから条例16条 2 号本文に該当し、また、開示請求者が同席しない場において児童相談所による開示請求者に対する適切な指導方法等を検討するための情報であって、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しない。

したがって、本件非開示情報 2 は、条例16条 2 号に該当し、同条 6 号及び 8 号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(ウ) 本件非開示情報 3 について

審査会が見分したところ、本件非開示情報 3 には、指導経過記録票の対象である児童及びその保護者に関する実施機関の担当職員の見解、児童相談所としての相談援助方針の詳細、内部での連絡調整内容及び児童相談所と関係者又は関係機関とのやり取りに関する情報が記載されていることが確認された。

実施機関の説明によると、児童相談所では、児童や保護者等の抱える問題の性質や生活環境等について、様々な職種の職員が専門的知見に基づいて分析し、それらの情報を集約して最善の援助方針を検討した上で、相談援助活動を実施しており、当該情報は、単なる事実の記載のみならず、実施機関が行った評価及び判断の内容であるとのことである。

相談援助活動に求められる専門性の高さや課題の複雑さを踏まえれば、これらの情報を開示することとなると、実施機関において、今後の事案検討や記録作成に際し、検討内容が開示された場合の本人の感情や反応等を懸念するあまり、率直な意見を述べることに消極的になるなど、忌憚のない意見交換が行われなくなり、また、記載内容を簡略化するなどの事態が想定され、その結果、相談

援助活動の適正な遂行に支障が生じるおそれがあると認められる。

また、実施機関が相談援助活動を行うためには、関係者等との相互の連携や信頼関係が不可欠であると考えられるところ、関係者等とのやり取りに関する情報を開示することとなると、その内容の真偽や詳細等確かめるため、頻繁な問合せがなされるなど、関係機関の職員等の業務に支障を及ぼす行為が行われるような事態が想定され、その結果、関係者等との信頼関係が損なわれ、関係者等から必要な協力が得られなくなるなど、児童相談所の相談援助活動に支障を来すおそれもあると認められる。

したがって、本件非開示情報3は、条例16条6号に該当し、同条2号及び8号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、府川 繭子、藤原 道子